



3月16日23時36分頃、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4、宮城・福島両県で最大震度6強を記録する福島県沖地震が発生しました。死者3名、負傷者231名、東北新幹線が車両脱線により、那須塩原〜盛岡駅間で運休となる等、各地で被害が報告されました。

保険業界に関わる者の視点から、万が一への備えとして、生活再建の資金として、あらためて地震保険の意義と、自治体が提供する災害見舞金制度についてご紹介します。

地震保険は、「地震保険に

**特集** 地震保険の意義  
〜ご存知ですか？自治体の災害見舞金制度〜

「線虫検査」体験記〜1年ぶりで恐縮です〜

1年ぶりの登場、プロデューサーの仲山です。前回に引き続き、「がん」についてお伝えしていきます。

日本でコロナによる初めての死者が出たのは2020年2月でした。あれから2年が経ち、3月15日現在の死者数累計は26,262人となりました。では、同期間に「がん」で亡くなった方は何人だと思えますか？答えは、約75万人です（厚生労働省調べ）。コロナの28倍です！もちろん、コロナも怖いですが、いくらコロナ禍でも、がんは容赦しません。

そんな中、がん検診の受診者は、コロナの影響で30%減りました。これは、約1万人の方のがんを発見できなかったこととなります。「そもそも、コロナ禍で病院は行きたくない」「がんの人間ドックは費用が高い」と考えるのが原因と言われています。確かに、病院に長い時間いるのは心配です。しかもある病院のがんドックは2日の通院で10万円。なかなか気軽に受診できる金額ではないです。

そこで、最近の流行をお伝えします。それは「がんスクリーニング検査」です。これは「自宅にいながら受検できる新時代のがん検査」で、検査キットが送られてきて、ほんの少しの尿や唾液を採取して送り返すことで、「がん」に罹患しているかどうかのレポートが届くというものです。実際、私もやってみました。郵送で届いたレポートを開封する時は流石にドキドキしましたが、開封してみると「がん」に罹患している可能性はない」との結果が記載されており、ほっとしました。

私が申し込んだのは「N・N・N・N」という「線虫検査」です。「線虫」とは、体長約1ミリの生物で、「線虫検査」とは、嗅覚に優れたこの「線虫」が、がん患者の尿に含まれる微量な匂い物質を検知することを利用した新しいがん検査です。費用は12,500円でした。もちろん、病院でがんドックを受診した場合、その流れで治療を受けられるメリットもあるかと思えますが、早期発見が重要な「がん」については、気軽に検査できる今回のような検査も有効だと思えます。

その他にも、唾液を採取して送るタイプの検査、犬の嗅覚を利用した検査等があります。それぞれメリット・デメリットがあります。私は「がん保険」を扱っており、ですので、がんが罹患された後のお手伝いをさせていただきます。これは当然ですが、がんにならないのが一番。なったとしても早期に発見して早期に治療するのが一番。であれば早期に発見するお手伝いもさせていただきます。私の使命です。

検査の体験者として、色々ご紹介できると幸いです。お気軽に仲山までお声掛けください。(仲山)



今年も盛大に66名参加！  
〜ゴルフコンペが開催されました〜

3月17日(木)、山梨県のメイプルポイントGCにて、好天に恵まれ、弊社主催のゴルフコンペが参加者66名で開催されました。

メイプルポイントGCは、本年5月に開催される、女子プロゴルフツアーのリゾートトラストレディースの会場となっており、参加者の皆様もコースを大いに堪能されたいです。

年々、コンペの参加者が増えております。来年も懇親会・表彰式なし、現地集合・解散でのコンペ開催を計画しております。(大蔵)

災害見舞金、②精神または身体に重度の障害が発生した被災者に対して支払われる災害障害見舞金、③概ね1か月以上の療養が必要な世帯主や同居・家財の損害が基準を満たす場合に、生活の立て直しを支援するために貸付を行う災害援護資金、の3種類があります。①・②は、被災者が死亡もしくは傷を受けた場合であり、③は、給



付ではなく、貸付であり、被災者の生活再建の資金としては心許ないと言えます。また、自治体によっては、資金の貸付制度や融資の斡旋、税や保険料等の減免・猶予がありますが、罹災証明書の発行が必要となることから、生活再建に必要な資金を確実に、迅速に確保するためには、地震保険が有用であると言えます。(増田)

地震保険における保険金額と損害			
損害の程度	支払われる保険金額	認定基準	
		建物	家財
全損	地震保険金額の100% (時価額が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が時価額の50%以上	家財の損害額が時価額の80%以上
		焼失・流失した床が延床面積の70%以上	
大半損	地震保険金額の60% (時価額の60%が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が時価額の60%以上80%未満
		焼失・流失した床が延床面積の50%以上70%未満	
小半損	地震保険金額の30% (時価額の30%が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が時価額の30%以上60%未満
		焼失・流失した床が延床面積の20%以上50%未満	
一部損	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)	土台、柱、壁、屋根等の損害額が時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が時価額の10%以上30%未満
		全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水	